

令和2年第3回四万十町議会臨時会

議案説明資料

令和2年11月24日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 7 号	専決処分の報告について（売買契約の一部を変更する契約の締結について）	1
報告第 8 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	2
議案第 9 1 号	四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3

■報告第7号 専決処分の報告について(売買契約の一部を変更する契約の締結について)

【要旨】

令和2年6月10日に議決を経た令和2年度地場産業振興センター食品加工施設改修工事（厨房機器）に係る売買契約について、下記のとおり売買契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る10月2日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和2年度地場産業振興センター食品加工施設改修工事（厨房機器）
納 入 場 所	四万十町 平串 地内
契 約 金 額	〔変更前〕40,535,000円（3,685,000円） 〔変更後〕41,371,000円（3,761,000円） 〔増減額〕836,000円（76,000円） （ ）内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契約の相手方	住所 南国市螢が丘二丁目2番地3 氏名 株式会社 丸三 代表取締役 岡内 聡典

【変更内訳】

項 目	変更理由
移動式生乳保冷库及び冷凍庫の追加	アイスクリーム製造の詳細な作業動線について、施設改修の進捗に合わせた協議を重ねた結果、より高度な品質管理を行うためには、殺菌済生乳を扱う移動式生乳保冷库と、完成した製品を製造室内でもストックできる冷凍庫の追加が必要と判断したため。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分） 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。 1・2 （略） 3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の10分の1を超えず、かつ、500万円以下である変更契約を締結すること。 4～6 （略）
--

■報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道で発生した自動車物損事故の損害について、相手方との示談が成立したため、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に基づく賠償額を決定し、地方自治法第 180 条第 1 項及び地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項第 2 項の規定により専決処分を行いましたので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発 生 場 所	町道 戸川口線
概 要	令和 2 年 6 月 25 日午後 6 時頃、町道戸川口線で落石が発生し、走行中の自動車が損傷したものの。
専 決 処 分 日	令和 2 年 10 月 4 日
賠 償 金 額	金 46,200 円 内訳（車両修理費用、町の過失割合 10 割）
相 手 方	住所 四万十町 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]

〔落石発生現場〕



〔損傷部位：左サイドリアドア〕



【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）
第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。
2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）
第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。
2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。
1 （略）
2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの
3～6 （略）

■議案第91号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、令和2年10月7日付けの人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿って、一般職の職員の期末手当を改定するものです。

【改正内容】

第1条による改正

- ・期末手当の支給率を100分の125に改定します。

第2条による改正

- ・期末手当の支給率を100分の127.5に改定します。

【施行期日】

第1条の規定は公布の日。第2条の規定は令和3年4月1日

【新旧対照表】

第1条関係

改正後	改正前
(期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～7 (略)	(期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～7 (略)

第2条関係

改正後	改正前
(期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～7 (略)	(期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～7 (略)